

## はしがき

昨今の企業を取り巻く環境は、大変厳しいものとなっている。その1つの現れとして、経済のグローバル化等にともなう世界的規模での企業間競争の激化があげられる。このような社会環境のなかで、各企業が競争に打ち勝っていくためには、企業単体としてではなく、グループ全体として立ち向かっていかなければならない。その論理的帰着として、グループ全体を1つの経営単位として捉えた「グループ経営」が大きく普及することとなった。

ところがこのような実態とは相反するかのように、企業法制である会社法の規整は、基本的には、依然として個々の株式会社ごとに定められている。すなわち、グループ関係・親子会社関係を規制するまとまった制度が存在しておらず、また法的手当でもなされていない。したがって、グループ経営における企業統治は、法人格が異なる個別企業を予定した従来からの会社法(商法)の枠組みの中で実現していかなければならない。

このように現行会社法においては、企業集団を念頭においていた企業統治が想定されておらず、またそれに関する実体的な規整も設けられていないため、各企業集団は、グループ会社間における取締役を中心とした役員の権限と責任関係が不明確な状態のまま、グループ経営を行っていかなければならぬ。

そのため様々な不明点・疑問点が生じることとなる。具体的には、親会社取締役は、子会社管理を行っていくうえでどこまでの権限が与えられ、それに対応してどのような義務と責任を負わされることになるのであろうか。子会社管理における親会社取締役の責任に関しては、そのケースを扱った裁判例はきわめて少なく、司法判断の傾向は明らかではない。

ところがここにきて、親会社取締役による子会社管理に関する義務と責任を検討していくうえで、きわめて重要な法改正がなされている。具体的には、2005(平成17)年に制定された新会社法において、大会社における「内部統制システムの構築・運用義務」が明文化され、その構築・運用すべき内部統制シス

テムの範囲が企業集団にまで拡大されることとなった。この企業集団における内部統制システムの構築・運用義務が明文化されたことによって、子会社管理における親会社取締役の義務と責任にどのような影響を及ぼすことになるのであろうか。

また、現在のグループ経営は多岐にわたっている。このグループ経営の形態の違いによって、子会社管理における親会社取締役の義務と責任に差異が生じてくるのであろうか。具体的には、子会社の管理・支配自体を事業目的としている純粹持株会社が親会社の場合には、それ以外の事業形態の会社が親会社の場合と比べて、当該取締役が子会社管理に関して負う義務と責任の範囲は拡大するのではないかとも考えられる。

このように立法化やグループ経営の形態の違いが、子会社管理における親会社取締役の義務と責任にどのような影響を及ぼすことになるのであろうか。

また、一連の数次の商法改正により、企業再編手法の弾力化や、機関設計の柔軟化がなされ、より一層効率的なグループ経営の推進が可能となったが、その一方において、純粹持株会社の創設等にともなう「株主権の縮減」の問題や、それにも関連するが、親会社取締役による不当な支配等、統一的指揮に基づく企業グループの適正な経営の実現という観点からは、多くの課題を残している。

まず問題となるのは、「グループ経営における適正な経営の実現」といった場合の「適正な経営」とはどのような状態をいうのか、企業グループにおいては、この点が単体企業の場合と比べて、きわめて複雑な様相を呈している。なぜならば、企業グループ内においては、親会社・子会社双方において、自社の利益とグループ全体の利益が必ずしも一致しない場合が想定されるからである。

このような場合、企業グループにおける親会社および子会社の取締役は、グループ全体の利益を優先すべきなのか、自社の利益を優先すべきなのであろうか。さらに企業グループ内においては、親会社取締役が子会社役員を兼任することが当然のごとく想定される。このような兼任取締役の場合、「自社の利益」という場合の「自社」とは、親会社・子会社どちらを指すのであろうか。

そして、統一的指揮に基づく企業グループの適正な経営を実現するという観点からは、取締役の経営行為の公正を確保するしくみの制度的な整備が必要と

なる。具体的には、取締役の経営行為を事前事後にわたって牽制し、取締役が違法行為をした場合には、当該取締役の地位を失わせることのできるしくみを構築することが何よりも重要となる。そのためにはどのような法整備、どのような運用をしていく必要があるのであろうか。

また、取締役の経営行為の公正を確保するためには、違法行為をした取締役に対する事後の責任追及のあり方を検討していくこともきわめて重要である。グループ経営における親会社および子会社取締役に対する責任追及のあり方を検討していくうえで、避けて通ることができないのが「多重代表訴訟制度」である。ところがこの多重代表訴訟制度に関しては、随分以前から活発な議論がなされながらも、いまだに立法化に至っていない。

このように、円滑なグループ経営を促進していくためには、いまだに様々な課題・難問が山積みされている。円滑なグループ経営の促進に向け、様々な不明点・疑問点を1つひとつ検討しながら、それらを明らかにしていくのが本書の目的である。